

令和4年度第3回

南国市農業委員会議事録

令和4年6月8日（水）

令和4年度第3回農業委員会議事録

日 時 令和4年6月8日（水） 午後1時30分～午後2時20分

場 所 南国市役所 4階 大会議室

議 題 （1）農地法第3条の規定による許可申請の件

（2）農地法第5条の規定による許可申請の件

（3）南国市農用地利用集積計画の件

（4）相続税の納税猶予に関する適格証者明願の件

（5）非農地証明願いの件

議題外 （1）農地法第3条の3の規定による届出の件

（2）農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件

（3）使用貸借の合意解約通知の件

（4）農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出の件

（5）農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の件

（6）非農地証明願いの件

（7）農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の取り消し願いの件

出席者（農業委員 16名）

会長 武市 憲雄

第一副会長 高芝 澄生

第二副会長 中村 和雅

2番 池 正人

3番 田岡 崇

4番 山本 桂

6番 北村 一弘

10番 武市 忠雄

11番 末政 隆一

12番 平田 修三

13番 濱田 好典

14番 鈴木 郁馬

15番 濱田 章孝

17番 松岡 清

18番 森尾 晴代

19番 植野 永子

欠席者（農業委員 2名）

5番 今井 まち

16番 垣内 育男

出席者（農地利用最適化推進委員 12名）

2番 岩原 英幸

4番 笥 和幸

5番 金田 善充

6番 門田 理博

7番 利岡 邦彦

9番 山本 修平

10番 北原 章吾

11番 山北 泰司

12番 杉本 和繁

13番 武内 俊暁

16番 橋詰 昌明

17番 井上 丈夫

欠席者（農地利用最適化推進委員 5名）

1番 西本 良平

3番 門田 俊一

8番 西岡 祐三

14番 浜田 勉

15番 岡田 廣志

出席職員

事務局長 弘田 明平

次長兼係長 藤田 佳子

主 事 穂積 孝昌

議事録署名委員

18番 森尾 晴代

19番 植野 永子

会長	それでは、第3回定例総会を行いたいと思います。本日の欠席届が出ておりますので報告します。5番の今井委員さん、16番の垣内委員さん。推進委員では、1番の西本委員さん、3番の門田委員さん、8番の西岡委員さん、14番の浜田委員さん、15番の岡田委員さんから出ております。本日の署名人ですが、18番の森尾委員さん、19番の植野委員さん、お願いいたします。今月の現地確認ですが6月20日月曜日、15番の濱田委員さんと17番の松岡委員さん。本日の議題ですが、農地法第3条の規定による許可申請の件、農地法第5条の規定による許可申請の件、南国市農用地利用集積計画の件、相続税の納税猶予に関する適格証者明願の件、非農地証明願の件の5件になっておりますのでご審議をよろしくお願いいたします。早速議題へ入りたいと思います。議案第1号、農地法第3条権利移動許可申請について下記のとおり受理しましたので、農地法第3条第1項の規定により許可してよろしいか審議を願います。令和4年6月8日、南国市農業委員会、会長、武市憲雄。申請受理件数1件、申請受理面積、田1,304.00㎡、畑0.00㎡、計1304.00㎡。事務局説明をお願いいたします。
藤田次長	議案第1号農地法第3条権利移動許可申請について説明いたします。議案書4ページをご覧ください。受付番号7号を説明します。申請地は、浜改田の畑3筆で計1,304㎡、贈与による所有権移転で社会福祉法人が取得するというものです。社会福祉法人は、業務の運営に必要な場合に限って例外的に農地の取得が認められています。譲受人は、障害者の方が生産活動等を通じて訓練を行う社会福祉事業所で、例外的に農地の取得が認められる法人に該当すると思われます。譲受人からの申請事由書によると、現在、南国市と高知市で施設利用者の生産活動として、野菜、果樹などを作っていますが、大部分が借地のため、安定して農業経営ができるように農地を取得し、また利用者の工賃増加のためにも規模拡大したいとのこと。取得後は、エンドウ、大根などの野菜を作るとのことなので、周辺の農地に影響を与えることはないということです。以上審議よろしくお願いします。
会長	事務局より説明がございました。ご質問、ご意見ございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、農地法第3条第1項の規定により許可してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取扱いをいたします。次に議案第2号、まず初めに議案書の差し替えがございますので、差し替え分をお手元にご用意ください。それでは議案第2号、農地法第5条権利移動許可申請について、農地法第5条の規定による許可申請を下記のとおり受理しましたので、農地法第5条第3項の規定による意見書を付けて高知県知事に送付して

	よろしいか審議を願います。令和4年6月8日、南国市農業委員会、会長、武市憲雄。申請受理件数3件。申請受理面積、田 646.24 m²、畑 457.00 m²、他 104.83 m²、計 1,208.07 m²。まず初めに受付番号の20号、濱田好典さんの案件でございますので退席をお願いします。 (13番 濱田好典委員 退室) 事務局説明をお願いいたします。
穂積主事	議案第2号を説明します。受付番号20号を説明します。本案件は先月の定例総会で許可相当であると審議しておりましたが、高知県農業基盤課から、もともと妻一人での申請だったのを夫婦連名に変更してもらいたいと指導がありました。その理由というのが、本案件は夫婦連盟で銀行から融資を受けており、農地転用の申請者は資金を出すものであるという考えから、夫婦二人が申請者であると判断したため、とのこと。よって、申請内容に変わりはありませんが借人が妻一人から夫婦連盟に変更となったため再度皆様にお諮りすることとなりました。説明は以上です。
会長	事務局より説明がございました。ご質問、ご意見ございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、農地法第5条第3項の規定による意見書を付け高知県知事に送付してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取扱いをいたします。 (13番 濱田好典委員 入室) 事務局残りを。
穂積主事	はい。残りを説明します。受付番号15号、別紙位置図は2ページです。申請地は、十市の畑 447 m²、使用貸借権を設定し分家住宅への転用です。申請地の選定理由は、現住居が妻と子2人で手狭になってきたことと、近くに住む両親との相互扶助のためです。農地区分はいずれの農地区分にも属さないその他2種農地に該当するため立地基準を満たします。土地利用計画図については別紙位置図3ページをお願いします。住宅、駐車場等を設置します。造成整地計画については盛土はせず地盤改良を行い砕石仕上げをします。進入計画については北側市道から。排水計画については、汚水は浄化槽に接続し北側市道内の排水桝に排水。雨水は雨水桝に集水し合併浄化槽の処理水と合流し、北側市道の排水桝に排水します。周辺農地への被害防除計画については、周辺農地からは全て同意を取得しており、その他農地にも悪影響なしと判断しております。他法令については市の排水同意の手続き中で許可見込みがあることを確認、また、地元から排水に問題ない旨の意見書が提出されています。開発許可は手続き中で分家住宅の要件で許可見込みがあることを確認済

	み、排水に伴う占用許可は手続き中で許可見込みがあることを確認済みです。説明は以上です。 次に受付番号16号、別紙位置図は4ページです。申請地は国分の田及び宅地、2筆合計777.31㎡の内345.07㎡の一部転用、所有権の移転により個人住宅への転用です。申請地の選定理由は、現住居が子の成長に伴い手狭になってきたことと、近くに住む両親との相互扶助のためです。農地区分はいずれの農地区分にも属さないその他2種農地に該当するため立地基準を満たします。土地利用計画図については別紙位置図5ページをお願いします。住宅、駐車場等を設置します。造成整地計画については現状地番高から20から25cmの盛土を行い砕石仕上げをします。進入計画については北側市道から。排水計画については、汚水は下水道に排水、雨水は北側市道側溝に排水します。周辺農地への被害防除計画については、周辺農地からは全て同意を取得しており、その他農地にも悪影響なしと判断しております。他法令については市の排水同意の手続き中で許可見込みがあることを確認。また、地元から排水に問題ない旨の意見書が提出されています。開発許可は手続き中で許可見込みがあることを確認済み、排水に伴う占用許可は手続き中で許可見込みがあることを確認済みです。説明は以上です。
会長	事務局より説明がございました。ご質問、ご意見ございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、農地法第5条第3項の規定による意見書を付け高知県知事に送付してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取扱いをいたします。次に議案第4号、南国市農用地利用集積計画について、下記のとおり申出がありましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、この計画で差し支えないか審議を願います。令和4年6月8日、南国市農業委員会、会長、武市憲雄。最初に、受付番号114号と128号は池委員さんの案件ですので先に審議を行います。議事参与の制限により池委員さん退席をお願いします。 (2番 池委員 退室) はい、事務局。
藤田次長	議案第3号農用地利用集積計画について説明します。議案書11ページの114号です。借人は58歳。申請地は、物部の田で、9年10か月の賃借権を設定して、水稻を作るといふものです。賃料は10aあたり10,000円を口座振込するといふものです。13ページの128号です。申請地は、田村と前浜と片山の田で、9年10か月の賃借権を更新して水稻を作るといふものです。賃料は、10aあたり10,000円を口座振込するといふものです。以上2件の審議よろしくをお願いします。

会長	はい。事務局より説明がございました。この件について質問、ご意見ございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取扱いをいたします。 (2番 池委員 入室) 次に132号、私の案件でございますので、司会を高芝副会長お願いします。 (会長 退室)
高芝副会長 藤田次長	それでは受付番号132号について事務局から説明をお願いします。 議案書14ページの132号です。借人は75歳。申請地は、大桶の田で、6年の賃借権を更新して水稻を作るといものです。賃料は、10aあたり米60kg相当の金額を現金で支払うといものです。審議よろしくお願います。
高芝副会長	はい。事務局より説明がございました。この件について質問、ご意見ございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取扱いをいたします。 (会長入室)
会長	次に受付番号134号、高芝副会長の案件ですので先に審議を行います。議事参与の制限により退席をお願いします。 (高芝副会長 退室) 事務局。
藤田次長	15ページの134号です。借人は71歳。申請地は、久礼田の田で、5年の使用賃借権を更新して水稻を作るといものです。審議よろしくお願います。
会長	はい。事務局より説明がございました。この件について質問、ご意見ございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取扱いをいたします。 (高芝副会長 入室) それでは事務局残りを。
藤田次長	8ページです。ここからは農地中間管理事業のため、当日配付資料もご覧ください。 101号です。資料は2ページです。申請地は、大桶の田で、3年の賃借権を設定する

ものです。賃料は10aあたり5,000円を口座振込するものです。

102号です。資料は3ページです。申請地は、下末松の田で、5年の賃借権を設定するものです。賃料は、10aあたり9,000円を口座振込するものです。

103号です。申請地は、下末松の田で、5年の賃借権を設定するものです。賃料は、10aあたり9,000円を口座振込するものです。

104号です。資料は4ページです。申請地は、物部の田で、3年の賃借権を更新するものです。賃料は、総額5,000円を口座振込するものです。

105号です。資料は5ページです。申請地は、廿枝の田で、5年の使用貸借権を設定するものです。

106号です。資料は10ページです。申請地は、立田の田で、10年の使用貸借権を設定するというものです。

107号です。資料は7ページです。申請地は、廿枝の田で、10年の使用貸借権を設定するというものです。

108号です。申請地は、下末松の田で、10年の使用貸借権を設定するというものです。

109号です。申請地は、三畠の畑で、10年の使用貸借権を設定するというものです。以上が農地中間管理事業です。

次に11ページの110号です。借人は33歳。申請地は、里改田の田で、3年の賃借権を設定して水稻を作るというものです。賃料は、10aあたり5,000円を口座振込するというものです。

次に111号から113号まで借人が同じためまとめて説明します。借人は62歳。申請地は、片山と岡豊町中島の田で、それぞれ5年の賃借権を設定して、水稻、葉ニンニク、ニンニクを作るというものです。賃料は、111号は10aあたり米60kgを物納し、112号は10aあたり米60kg相当の金額を現金で支払い、113号は10aあたり10,000円を口座振込するというものです。

次の115号から127号までは借人が同じためまとめて説明します。借人は48歳。申請地は、十市の田で、10年の賃借権を設定または更新して、水稻を作るというものです。賃料は121号と122号は10aあたり米60kg相当の金額を口座振込し、それ以外は10aあたり米60kgを物納するというものです。

129号です。借人は55歳。申請地は、岡豊町定林寺の田で、3年の賃借権を更新してニンジンを作るというものです。賃料は8,000円を現金で支払うというものです。

130号です。借人は37歳。申請地は、岡豊町中島の田で5年の賃借権を更新して、ニンニクを作るというものです。賃料は、10aあたり18,000円を口座振込するという

	ものです。 131号です。借人は69歳。申請地は、田村の田で、5年の賃借権を更新して水稻を作るというものです。賃料は10aあたり米60kgを物納するというものです。 15ページの133号です。借人は60歳。申請地は、岡豊町常通寺島の田で、5年の使用賃借権を設定して水稻を作るというものです。以上、101号から134号まで、審議よろしく願いいたします。
会長	はい。事務局より説明がございました。この件について質問、ご意見ございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり)
藤田次長	はい。そのように取扱いをいたします。次に、議案第4号、租税特別措置法70条の6第1項に規定する適格者証明願を受理しましたので審議を願います。令和4年6月8日、南国市農業委員会、会長、武市憲雄。申請受理件数1件、申請受理面積、田1090.65㎡、畑455.00㎡、計1,545.65㎡、事務局説明をお願いします。
会長	はい。議案第4号相続税の納税猶予に関する適格者証明願について説明いたします。議案書は16ページです。農地を相続した相続人が農業を継続する場合は、租税特別措置法により、農地の相続税猶予の特例をうけることができます。適用を受けるには、税務署に申告する必要があり、この申告書に農業委員会が発行する証明書を添付することになっています。本案件は父の死亡により、子が農地を相続するにあたり、適格要件に該当する旨の証明書の発行について承認を求めるものです。詳細については、17ページをご覧ください。適用を受けようとする農地は、大桶の田畑3筆で計1,545.65㎡です。適格者の要件を確認します。まず、被相続人の要件は、死亡の日まで農業を行っていた者となっています。表の右端の摘要欄をご覧ください。被相続人は、令和3年11月に亡くなっていますが、農業者年金受給のため、昭和62年11月に相続人である子に経営移譲をしています。被相続人は死亡の日まで農業経営を行っていませんが、このような場合も納税猶予の適用の対象になります。次に、相続人の要件です。相続人の要件は、相続税の申告期限までに農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うと認められるものとなっています。相続人は、昭和62年の経営移譲後から現在まで、耕作を続けており、現地を確認したところ現地にはハウスがあり、甘とう栽培と水稻の苗床ハウスとして利用されていました。よって、要件を満たしていると思われます。以上、被相続人及び相続人を租税特別措置法第70条の6第1項の規程の適用を受ける者として承認してよろしいか審議をお願いいたします。
会長	事務局より説明がございました。この件について質問、ご意見ございませんか。

	(質問・意見なし) ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取扱いをいたします。次に、議案第5号、非農地証明願を下記の通り受理し、現地調査を実施した結果、定例総会での審議が必要と判断しましたので、南国市非農地証明事務取扱要領第5条第2項の規定により審議を願います。令和4年6月8日、南国市農業委員会、会長、武市憲雄。申請受理件数1件、申請受理面積、田 13,212.00 m²、畑 0.00 m²、計 13,212.00 m²。事務局説明をお願いします。
穂積主事	それでは議案第5号説明します。議案書は19ページ、別紙位置図は6ページ、申請地は岡豊町蒲原の田、21筆合計 13,212 m²、非農地証明発行してよろしいか審議を願います。まず初めに、プロジェクターの方ご覧ください。この範囲で非農地証明願が出てきております。ここが、●●、この辺が●●、ここは●●となっております。続きまして議案書の方ご覧ください。19ページです。申請地は全て農地法第3条で耕作目的で取得している農地です。大半の農地が平成27年以降に取得した農地で、●●番のみ、平成17年に取得している農地となっております。本案件についてですが、当日配布資料の8ページから18ページまで、申請人から現況説明という資料の提出があります。この資料を農業委員の方々に見ていただいて、当日配布資料19ページの、非農地証明の事務取扱要領第2条(3)カ、アからオまでに掲げるもののほか南国市農業委員会が非農地であると認める土地、この項目で非農地判断してほしいということで、申し出がありました。お配りしている通り申請人から多くの資料の提出があります。本来であれば事務局の方で簡潔にまとめてお配りすべきところかもしれないですけども、申請人より、委員さんたちに全部見て欲しいという希望がありましたので、その資料をすべてお配りさせてもらっております。先ほどお伝えした8から18ページと、航空写真、大きいA3の用紙が付いてると思うんですけど、こちら併せて申請人の方から提出がありました。申請人のご意向もありますので、少しお時間の方とらせていただきますので、8ページから19ページまで、ご一読してもらえたと思います。
池委員	(委員資料を確認) 収量が取れないというのはそれはそりゃそういう土地のことかもしれんけど、最初は8俵ばあ取れたとか書きちゃうきよね。それに、ジャンボタニシが出るいうけんど、それはうちのほ場でもあるんですよ。ほんで農業委員会として、これで非農地証明せんといかん理由が分からん。どういう意図で非農地証明を出せ言うのか妙に意味が分からん。それは書きちゃう？
穂積主事	11ページの方に書いてあります。具体的な用途については、お答えをしてくれなかつ

	たんですけど、11ページの一番下の。
池委員	地目を山林にしたいというが？
穂積主事	そうです。山林及び原野にして、植栽をしたい。
平田委員	多分水がすごいようないと思う。水が悪いと思う。
高芝副会長	水が悪いというか湿田よ。
平田委員	水もあんまりようないと思う。
高芝副会長	下の方は栗を何段ばあ植えとったかね？今はないけど。
平田委員	もう枯れちゅうろ。
穂積主事	ここ自体3条の時に、所有地ということで皆さんにも何度か見てもらったこともあるかと思うんです。これが30年で、これがちょっと前26年、こういう状況です。栗とかはここ。
濱田好典委員	それね。●●番というところ。それがね。結局荒らしとったわけよ。それから栗を植えたわけよ、管理しだしたわけ。だからそこを耕作せんとよね、3条で他を買えんわけよ。だから栗を植えて管理しだしたき、他のところ申請が出たき許可を出して、ほんで、そこら辺もずうっと買うたき。
会長	現地調査、高芝君ほんで地元の濱田委員。先ほども説明していただきました。どうですか。
高芝副会長	まあ結論的には何で非農地証明出さないかん。自分が勝手に放棄しちよいて。これ通ריよったら皆、安い谷買うてよ。耕作放棄したら、イコール非農地ではないわね。そこらへんも将来的に見て、どう判断するかよ。
濱田好典委員	はい、会長かまん？委員さんと事務局と、現地見ました。その中で、この先も副会長が言うたようにこれ完全に農地です。先ほど言うたようにこれ、これを非農地証明出せやったら、いろんな農地が全部非農地です。会の必要もないです。水入れたらそのまま田んぼにできますよ。これ栗のところも下草はあるけど、刈ったら普通にいけると思いますよ。私は、これは非農地証明を出すべきもの、じゃないと。
	(現地写真提示)
穂積主事	栗のところが、こんな感じです。
高芝副会長	最初は綺麗に草刈って。今は完全な放棄地。
会長	ここは。
高芝副会長	うん。けんど草刈ったらすぐに農地には復帰できる。
濱田好典委員	水入れたらすぐ田んぼになる。
高芝副会長	●●の下段はきれいにすぐに水張って叩いたら稲を植えられるわ。
会長	そこ、●●の下の●●の水路は？

穂積主事	水路がですね、ここから。
会長	それが水路？
穂積主事	そうですね。航空写真には写ってなかったんですけどこんな感じで。
会長	その上が●●？
穂積主事	そうです。
濱田好典委員	それ、その茶色いところ。
会長	これが田んぼできん言うたが？
高芝副会長	いや、これ3年ばあ前まで作りよったよにやあ？
濱田好典委員	去年まで。
高芝副会長	去年か。
会長	ほんできれいなが。
穂積主事	去年の6月も現地確認行かれてると思います。
局長	一応、水ですけど、これ、これがさっき●●からっていうやつの流れですね。当然高さがあるんで、水取るなんてことはちょっと、直接は取れんと。で、1個水の流れがこっちからこういう流れの、この辺からの何かこう、湧き水みたいなのがあって、そこを、10径か15径ぐらいのパイプを通して、ここにちょろちょろって流れてきます。こういう流れですね。ここにパイプを通して関して、水の高さを上げてここへこう流していくっていう流れがある。だから田んぼに取るんやったら、一応取れることは取れる。こっちからずっといくっていう流れになっています。ただそれもちょうと、書いちゃうけど、なかなか間尺に合わんよみたいな書き方は理由書には書いていますね。そういうところ、ちょっと皆さんで、せっかく説明を書いてくださってますので、ちゃんと他については確認をお願いします。
池委員	農業委員会としてはなんぼ理由付けがあったとしても非農地としては無理。それなりに何かしたいのがあったら、ほかにやってくれたらいい。
穂積主事	ここ2種農地っていうこともありますので、何かしたかったら、転用を出してくださいねってことです？
池委員	そうそう。だから、非農地証明は出す必要がない。
会長	他にご意見ございませんか。どうでしょう？委員会として非農地証明は承認できないということで構いませんか？
穂積主事	すみません。●●ですね。この辺はどうしましょう。栗の木が植わっていた。これも同様の判断？
濱田好典委員	下草を刈ったら、いながらできる。
池委員	だから10年間山林化した状態でないと、非農地にしませんとなったわけやき。その通

穂積主事 会長	りいかんといかん。 全部について非農地は駄目ですか？ はい、皆さんどうでしょう？今日の段階では、非農地証明を出せないという結論で構いませんかね。 （「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり） はい。そのように取扱いをいたします。それでは以上をもちまして審議は終わりたいと思います。 （午後2時20分終了） その他事項 （1） 下限面積について
------------	--

以上のとおり会議の次第を記載し、相違のないことを証するためこれに署名する

令和5年 / 月 / 日

会 長

武市 義雄

議事録署名委員

森尾 晴代

議事録署名委員

植野 永子